

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公表（見える化要件）について

職場環境等要件等賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を下記に掲示致します。

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容

入職促進に向けた取り組み

- ・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その他実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- ・資質の向上やキャリアアップに向けた支援
- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修等の受講支援等
- ・エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等の導入

両立支援・多様な働き方の推進

- ・有給休暇が取得しやすい環境の整備

腰痛を含む心身の健康管理

- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

生産性向上のための業務改善の取組み

- ・タブレット端末やインカム等の ICT 活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
- ・高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)当による役割分担の明確化
- ・5S 活動（業務管理の手法の 1 つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実線による職場環境の整備
- ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

やりがい・働きがいの醸成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

加算の取得状況

- ・ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）